

現場技術業務積算基準【森林土木事業】 新旧対照表

新（改定後）	旧（改定前）																										
<p>現場技術業務積算基準</p> <p>【森林土木事業】</p> <p>令和6-5年2月改定</p>	<p>現場技術業務積算基準</p> <p>【森林土木事業】</p> <p>令和5年2月改定</p>																										
<p>第1章 現場技術業務委託積算基準</p> <p>1. 適用範囲 <略></p> <p>2. 業務委託料 <略></p> <p>3. 業務委託料の積算 (1) 業務委託料の積算方式 <略> (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費は、下記による。 ① 現場技術員は、委託期間を月数単位（小数第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、で積算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>職階</th> <th>基準日</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師 (A)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">別 途</td> <td>業務打ち合わせとして計上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術員</td> <td>技師 (B)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">職階選定については別途とする。</td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> </tr> <tr> <td>技術員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。 現場技術員の月額単価＝基準日額×1.8、0日/月+超過業務標準時間相当額 ※月当り業務日数は、1.8、0日/月を標準とする。ただし、業務内容により別途考慮することができる。 超過業務時間あたり単価は次式による。</p> $\text{超過業務時間あたり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$ <p>ただし、$\alpha = (125/100)$ $\beta =$割増対象賃金比</p> <p>2) 直接経費は、2(2)の1)の②の各項目について、次により実費を積算する。 <略> (3) その他原価 <略> (4) 一般管理費等 <略> (5) 消費税相当額 <略> (6) 変更の取扱い</p> <p>第2章 現場技術業務（監督補助）積算基準運用（案） <略></p>	技術者の区分	職階	基準日	摘要	管理技術者	技師 (A)	別 途	業務打ち合わせとして計上	現場技術員	技師 (B)	職階選定については別途とする。	技師 (C)	技術員	<p>第1章 現場技術業務委託積算基準</p> <p>1. 適用範囲 <略></p> <p>2. 業務委託料 <略></p> <p>3. 業務委託料の積算 (1) 業務委託料の積算方式 <略> (2) 各構成費目の算定 1) 直接人件費は、下記による。 ① 現場技術員は、委託期間を月数単位（小数第1位止め、第2位四捨五入）で表示し、で積算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>技術者の区分</th> <th>職階</th> <th>基準日</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理技術者</td> <td>技師 (A)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">別 途</td> <td>業務打ち合わせとして計上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">現場技術員</td> <td>技師 (B)</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">職階選定については別途とする。</td> </tr> <tr> <td>技師 (C)</td> </tr> <tr> <td>技術員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 管理技術者及び現場技術員の資格は別途定め特記仕様書に記載するものとする。 現場技術員の月額単価＝基準日額×1.8、0日/月+超過業務標準時間相当額 超過業務時間あたり単価は次式による。</p> $\text{超過業務時間あたり単価} = \text{基準日額} \times \frac{1}{8} \times \alpha \times \beta$ <p>ただし、$\alpha = (125/100)$ $\beta =$割増対象賃金比</p> <p>2) 直接経費は、2(2)の1)の②の各項目について、次により実費を積算する。 <略> (3) その他原価 <略> (4) 一般管理費等 <略> (5) 消費税相当額 <略> (6) 変更の取扱い</p> <p>第2章 現場技術業務（監督補助）積算基準運用（案） <略></p>	技術者の区分	職階	基準日	摘要	管理技術者	技師 (A)	別 途	業務打ち合わせとして計上	現場技術員	技師 (B)	職階選定については別途とする。	技師 (C)	技術員
技術者の区分	職階	基準日	摘要																								
管理技術者	技師 (A)	別 途	業務打ち合わせとして計上																								
現場技術員	技師 (B)		職階選定については別途とする。																								
	技師 (C)																										
	技術員																										
技術者の区分	職階	基準日	摘要																								
管理技術者	技師 (A)	別 途	業務打ち合わせとして計上																								
現場技術員	技師 (B)		職階選定については別途とする。																								
	技師 (C)																										
	技術員																										